

造らざるのみならず、人の上に神を造らず、絶対的人尊主義を以て、第一義諦とする惟神國に於て特に然りである。彼の神に奉仕する道と、人に奉仕する道と、道に二つを認めざる、所謂祭政一致の日本の政治道は、こゝに由來するものである。此祭政一致の時代の復活が、やがて我立憲政治である。最も舊き祭政一致の制度が、時代の精神に蘇生して、最も新たらしき立憲政治となつたのである。『大祖業ヲ創ムルヤ 神明ヲ崇敬シ 蒼生ヲ愛撫ス 祭政一致 由テ來ル所遠シ』祭政一致 億兆同心 治教上ニ明カニ 風俗下ニ美ナリキ』王政復古神武創業の始に基かせられ、諸事御一新、祭政一致の御制度に、御回復遊ばされ」た、その祭政一致の御精神を、時代に生かし給ひ、『惟フニ祖宗肇國ノ初 大憲一タヒ定マリ 昭ナルコト日星ノ如シ 今ノ時ニ當リ 宜ク遺訓ヲ明徴ニシ……以テ丕基ヲ永遠ニ鞏固ニ』し給はんと、『立憲ノ大事ハ 朕カ祖宗ニ對スルノ重責ニシテ 經營創始 朕自ラ之ヲ斷スルノ任ヲ取ラントス』と、『世局ノ進運ニ膺リ 人文ノ發達ニ從ヒ 宜ク 皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ 典憲ヲ成立シ 條章ヲ明示シ……竝ニ皇室典範及憲法ヲ制定』し給ひ、以て帝國憲政の基礎を確立し給ふたのである。されば『立憲ノ政體ヲ大成スルノ規模ハ固ヨリ一定スル所アリト雖モ 其經營措畫ニ至テハ 各國ノ政治ヲ斟酌シテ 以テ採擇ニ備ヘルノ要用ナルカ爲ニ』、我憲政の形式は之を歐米の立憲國に採らせ給へることは、今更云ふまでのなき所ながら、其根本精神は、所謂神代ながらの祭

政一致の惟神道の政道に、復古せさせ給へるものと恐察し奉らざるを得ないのである。の祭政一致とは一人情美を以て、神人を一貫する人情至上主義に基くもので、『神明ヲ崇敬シ』給ふ御心情のそのまゝを、民の上に移させ給ひ、『蒼生ヲ愛撫』し給ふ大御心が、政治的方面に發露せるものなることは云ふまでもない所である。

三、帝國憲政の精神と其實際

神皇一體、君臣同根、神人一體てふ惟神道の宗教的方面、及び『寛恕忠厚ノ風』『海内一家』『君臣一德』てふ其道義的方面は、上下三千年、上下の間に流通して、曾て紛更したることなしと云ふも過言にあらざるべし。少く共國民の潜在意識として、暗黙裡に、以心傳心的に傳へられ、機に觸れ、時に臨む毎に、必ず社會上に活動し來つたことは争ふべからざる事實であるが、獨り其政治的方面に至つては、古來蘇我、物部、藤原さては源、平、足利、織田、豊臣、徳川等、一門の權力擁護をのみ事として、憚らないといふ中間階級者の爲め、『政治ノ大權モ亦其手ニ落チ』、『朝威ハ倍衰ヘ上下相離ル、事霄壤ノ如』からしめ、以て祭政一致、君臣同治の實を失はしめ、政治的に去勢せられたること、久しきに亘れる爲め、國民は政治的能力と政治的趣味とを失ひ、政治に向つては、吾不關焉的態度を

取るに至つた。明治天皇が所謂王朝時代に復古するを以て、満足せさせ給はず、神武創業の古に復することを期し給ひ、以て復古に徹底せさせ給へる所以のものは、實に是に存するのである。「諸事御一新 祭政一致の御制度に 御回復遊ばされ」、この御聖意を御貫徹遊ばさるゝに就いて、「其ノ翼替ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望」ませ給ひ、「朕カ意ヲ奉體シ、朕カ事ヲ獎勵シ、相與ニ和衷協同シ 益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ 祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ別ツニ堪フルコトヲ疑ハ」せ給はず、「廣ク會議ヲ興シ 萬機公論ニ決スヘシ。上下心ヲ一ニシ盛ニ經倫ヲ行フヘシ。官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコト」を望ませ給ひ、新時代に相應しき立憲政治を、御採用遊ばさせられたものと、恐察し奉るのである。然るに國民は斯る尊き御聖意を體し奉り兼ね、復古に徹底することの代りに、却つて封建の餘弊をそのまゝに、閥族政治官僚政治でふ變態的專制政治に甘んじ、與へられたる 参政の權利を行使する議員選舉に當り、権力金力の爲めに、尊き一票 否己の人格を賣つて恥する色なく、権力の利用、金力の悪用、投票の買収に依つて當選を贏たる議員も、亦政府に買収され、唯名の爲め利の爲めに狂奔して、國民民福を意とせず、かゝる議員を以て組織せられたる議會は、徒黨を組んで互に、人身攻撃、腕力沙汰に花を咲かせ、議場の神聖を汚してまでも、黨勢の擴張、利權の獲得にのみ力瘤を入れ、民

意の所在、民權の伸長の如きは、毫も意に介せざる淺間敷い状態。又國民の待ちに待つた政黨内閣も、唯名のみにして其實を伴はず、多數を頼んで官僚内閣以上に、其横暴振を發揮し、國民をして憲政の逆轉を嘆せしめ、甚だしきに至つては、憲政そのものの價值までも疑はしむるに至つては、沙汰の限りと謂はざるを得ないのである。憲政實施以來竝に三十有餘年、其間かゝる状態を繰返へし來つて、未だ憲政の美果を收むること能はざる所以のもの、一は國民一般が、「民は依らしむべし知らしむべからず」式の政治的愚民策に禍されて、政治的無能力者と化し終れるに由ることは、云ふまでもない所であるが、一は帝國憲政を以て、歐米の模倣とのみ考へ、祭政一致、君臣同治てふ民族固有の大精神を、内容とすることを覺らず、其背景たる惟神道的宗教、惟神道的道義に目覺めざるに職由するものと、謂はざるを得ないのである。我國は神國ではないか、現代猶ほ神代ではないか、代議士は八百萬の神ではないか、帝國議會は八百萬の神々の神つどひにつどひ、神はかりにはかり給ふ神聖なる議場ではないか、一般國民も「人といふ神」ではないか、「千早振る神代も今も同じ代を、皆末の世と思ふ憐さ」。今の時の人、世が末になつたといふが、昔も今も變りたることなし、只今は世彌盛になりしを、我が心として世を末にいたすなり」と、されば上 皇室の現人神を創造して止ませ給はざるを模範に、吾人も各己が人格否神格に目覺め、恭儉以て己を持することを忘れず、祖宗の遺訓を明徴にし、祖先

の遺風を顕彰し、帝國憲政の根本的精神を、内治外交の上に實現し、立憲政治の模範を汎く世界に示すべきではないか。然も其道は他に求むべきにあらず、唯惟神道の信仰を通して見たる教育勅語の御趣旨を、國民の腦裡に活躍せしむるの一途あるのみ。是れ余輩の信じて疑はざる所である。猶この精神に基く政治教育に關する余輩の所見は、他日公刊する積である。

○ ちよろづの民の心のそろふこそ 國のさかゆるもとゐなりけれ

○ 國のためいよくつくせ千萬の たみの心を一つにはして

○ 千萬の民の心をあはせつゝ 國に力を盡せとぞおもふ

○ いかん世は開けゆくとも古への 國のおきてはたがへざらなむ

○ かみつ世の御世のおきてをたがへじと おもふぞおのがねがひなりける

○ 神代よりうけし寶をまもりにて をさめ來にけり日の本つ國

○ 曉のねざめ靜かにおもふかな わが政ごといかゞあらんと

○ 空蟬の世は安らかに治りぬ われをたすくる臣のちからに

○ 諸共に扶けあひつゝ國民の むつびあふ世ぞ樂しかりける

第拾三章 教育勅語と宗教々育

一、宗教々育の意義

1 宗教々育の問題化。世界大戰勃發以來、國民生活は異常に脅かされ、國民思想は大動搖を始め、

人心は悪化し危険化し、當局の之に對する鎮壓策の如きは、嘗に寸毫の効果なきのみならず、却つてこの悪傾向をして、益々廣く且つ深からしむるといふ状態。爲めに國民は一種名狀すべからざる不安の念に襲はれて、唯當てもなく盲進を餘儀なくされつゝあるかの感に打たれつゝあるのである。かゝる不安から解脱すべく彼等は、これが根本的解決を宗教に求めんとするの氣運を醸出するに至つたことは、既に詳述して置いた所である。實際近時總ての方面に於て、一種の宗教味に觸れんとする要求は、時代の著しい特徴の一つと數へねばならないが、特に從來宗教に對して反目の態度を採り來りし教育界方面までが、漸く此氣運に促され來つて、宗教を以て國民教育上必要缺くべからざる一大要素たることを認めんとする傾向を生じ、必然の結果として、最近宗教を育てふことが、我宗教界及び教育界の一大問題たらんとする情勢を呈するに至つたのである。斯る情勢の實際化として先づ勃興し來れるものは、日曜學校特に佛敎主義に基けるそれである。是れ大に慶賀せよには居られない所であるが、茲に大に注意を拂はねばならない一事がある。それは現在多くの日曜學校に於て、宗教を育てふ美名の下に、傳來の去勢的化石的敎派的宗教を、生命の原則たる宗教的眞理そのものと混同するのみならず、寧ろ前者を以て無二の眞理と迷信し、之を兒童生徒に無理強い、其結果人を生かさんがため宗教を育て、彼のカトリック敎的敎育の如き結果に陥らしめ、ために宗教無視の敎育以上の

病弊に陥らしむるの恐なきやの一事即是れである。現に此點が既に問題化しつゝある地方も少くないのである。余輩は特に大に勃興せんとする氣運に向ひつゝある我が宗教を育て、又其唯一の専門的機關とも云ふべき日曜學校をして、斯る弊に陥らしむることなく、益健全なる發達を遂げしめ、其使命を全ふせしめんことを望んで止まざるものである。

2 宗教を育てるに關する異論。然るに今日に於ても猶、如上の氣運に反對して、宗教を育てるを厄介視し、飽まで宗教と敎育との分離を主張する論者も少くないのである。其理由とする所を要約すれば、左の三項に歸するのである。

イ 宗教には當然、反道徳の分子を含み、又迷信を伴ふて、迷信に立脚する主張。如何にも所謂既成宗教或は宗派的宗教には、何れも反道徳的に見ゆる點あると共にまた多少の迷信を伴へることは争ふべからざる事實であるが、然し斯る方面のみが宗教の全體ではない。その根本義そのものは、嘗に道徳に矛盾せざるのみならず、其開祖の時代に於ける死道徳をして、活道徳たらしむるに足る力があつたのである。又一概に迷信と目せらるゝ所にも、門外漢には解せられざる一種甚深の意味が含まれて居る場合も、決して尠くないのであるから、宗派的宗教と雖も、之を猥りに排斥すべきではない。其根底には世を清め人を生かすに足る大生命力としての宗教味が、漲つてゐる場合も少くないと思ふので

ある。迷信を伴ふの故を以て、宗教的生命そのものを無視せんとするは、骨を惡むが爲に魚肉そのものまでを棄て去らんとすると同様、愚も亦甚しきものと謂はざるを得ないのである。(第五章參照)

ロ 歌米の宗教々育分離主義に倣はんとする主張。論者或は曰く、從 宗教科に依つて道徳心の涵養に努め來つた歐米諸國が、近來漸く其弊を認め、其結果宗教々育分離主義を探りつゝあるではないか。然るに何を苦んで從來宗教々育分離主義に徹底し來れる我國に於て、今更兩者の混同、兩者の協力を策するの愚を敢てするのであらうか。前車の覆へるは以て後車の誠とすべきではないかと。然しながら一口に宗教と云つても其中には、所謂宗派的宗教もある。又吾人の所謂宗教的生命そのものを意味する場合もあることを、忘れてはならないと思ふのである。宗派的宗教には、それ／＼一定の教義信條儀典が備つてゐて、然かもそれ等は神聖不可侵のものとして固定仕切つて居るのである。然るに教育は常に時勢の推移に順應し、人情の宜しきに従ひ、其時代々々に於ける人間に適應する生活の仕方を、指導するを任務とすべきものであるから、教育そのもの、性質上、一種の伸縮力を俱へて居なければならぬのである。かゝる性質を有する教育が、何等變通の餘地なき化石的宗派宗教と、道連れとなるは、恰も健脚家と壁との道連れ同様、迷惑千萬な次第と云はねばならぬ。かゝる化石的宗教は藤蘿に絡まれて立枯れの朽木同様、既に生命を失へる宗教の死骸である。かゝる死宗教が教育に向つて生

命を吹き込み、之を生かし之を靈化する力なきことは勿論、寧ろ教育の生命を奪ひ、教育をして屍化せしむる結果を招來すべきは理の當然である。かゝる化石的宗教因襲的信條を兒童生徒に詰込まれては彼等の心意の發達を害し、其眼界を偏狭ならしめ、彼等をして時代の落伍者の群に陥るゝに至ることは免れない所である。されば宗派的宗教と教育とを截然分離すべきは、論を待たざる所である。加之學校は一般國民の子弟に共通なる教育を施すべき所、又互に異なる宗教宗派の信奉者の子弟を共に教育する所である。従つて總ての宗派的宗教を學校に取入れて、各其望む所に應じて特別の宗教々育を施すか、或は全く之を取り入れざるか、二者その一を選ぶの外ない譯である。何となれば、學校に或一派の宗教を取入れ、之を信せしめんとするが如きは、當然個人の自由に一任すべき宗教に、干渉を加ふるの誹を免れざるのみならず、動もすれば憲法に保證する信教の自由を、無視すると云ふ大問題を、惹起するの恐れがあるからである。然かも各宗派を悉く學校に取入るゝが如きことは、到底不可能事に屬す。そこでどうしても宗教を學校教育の圏外に置くの外途がないのである。これ歐米に於て兩者を分離せざるべからざるに至つた教育政策の理由である。されば今更其分離が問題となるまでに、兩者を混同し來つたのは、其原因が那邊に存したるにもせよ、大なる誤である。此點に於て我國が、教育の圏内に宗派的宗教を入れなかつたのは、策の得たるものであつたと謂はねばならぬ。

歐米の分離主義に倣はんとする論者は、恐らく宗派的宗教のみを以て宗教と心得、宗教的生命としての宗教の存在することに、思を運ばざるに基く所の主張ではあるまいか。宗教と教育とを分離せる歐米諸國に於ても、決して教育上宗教を無視して居るのではない。分離と同時に一方に於ては、夫々適當なる方法に依つて、宗教を育を施すべく努力しつゝあることを見逃してはならない。

ハ、教育勅語萬能主義に立脚する主張。或論者は曰く、我國に於ては教育勅語萬能で十分である。それに宗教的信念の涵養など、餘計な蛇足を加ふるは、勅語の神聖を犯すものであると。これは古い主張で又同時に新しい主張である。最近教育勅語煥發三十年記念に際し、教育に關す會議などに於ても多少論議された所であるが、これに關する余輩の主張は、以上述べ來れる所に依つて既に十分明かなる所であるが、尙改めて茲に一言したいと思ふのである。

余輩も教育勅語萬能主義者の一人である。従つて彼の教育勅語に物足らなさを感じ、補足の意味に於て、宗派的宗教即宗教の殘骸を持來つて、無理に教育勅語に結び付んとするが如きに對しては、斷じて替同は出來ないのである。しかしながら、教育勅語には神を信せよ、佛を崇めよ、自己の眞實に目覺めよ、など、示させ給はざる以上、如何なる意義に於ける宗教とも、全然無關係であると云ふ主張であるとすれば、余輩は斷然之に反對せざるを得ないのである。抑も余輩が教育勅語萬能主義を主張する

所以のものは、勅語は大人格 明治天皇の宗教的大信念が、其背景をなせることを信するからである。教育勅語には其背後に、宗教的大生命が活躍しつゝあることを信するからである。そこには國民を動し、世界人類を光被するに足る大生命が胎藏されて居ることを信するからである。勅語は全然宗教的信念と没交渉であつて、何等宗教的生氣が含まれてゐないと主張する論者こそ、勅語の神聖を犯し、其生命を奪ひ、勅語をして死文たらしめ、道德の屍化せるものたらしむる、不忠實な徒輩ではあるまいかと思はるのである。要するに、或種の宗派神道或は佛教基督教等の宗派的宗教を其まゝ、敢て教育勅語に結び付けんとするは、余輩の斷じて探らざる所である。しかしながら本來勅語の背後に嚴存する、 明治天皇の宗教的御信念は、何處々々までも之は尊重し、此御信念を通し、て教育勅語を奉釋するにあらざれば、御聖旨の程は斷じて味ひ奉ることが出來ないと云ふことは、既に數々論述して置いた所である。

されば我國民は、時に佛教徒と云ひ、何宗の信者一稱するも、それは唯宗教の儀典風習を、佛教其他に採つたと云ふに過ぎないので、其實は終始一貫、惟 道の信仰を維持し來つたものである（第六章參照）。我國民は將來如何なる宗教的衣裳を着用に及ぶとも、其信仰は依然惟神道即信仰の、時代化的信仰の外に出でざるのみならず、かうした信仰は將來廣く世界人類を、光被する大宗教たるべき運

命を藏して居る。何となれば、こは人間の自然に根ざす所の、以心傳心の大道であるからである。されば學校教育に於ける宗教的信念の涵養も、要するに此方面より入るのが、最も自然的であり、最も無難でもあり、又最も有効なる行き方であると思はるのである。換言すれば、教育勅語の背後に、漲ぎらせ給へるやうな漲ぎらせ方を以て、學校教育の全體に宗教的信仰味を漲ぎらせたいと思ふのである。茲に學校教育に於ける宗教々育の精神も方法も盡きて居るやうに思はるのである。然るに近來宗教的信念涵養の叫を聞くや、おいそれと直ちに宗派的宗教をそのまゝ、教育上に持込まんとする早まり過ぎた教育家もあるやうである。佛典の講釋でも聞かせ、聖書の講義でも聽聞させることが、直ちに宗教心の涵養となり、人格養成ともなるものゝ如く、早合點をする教育家がある。かゝる教育家は、彼の宗教々育分離主義と同様、宗教に宗派的宗教と宗教的生命其ものとの、別あることを辨へざるのみならず、一般に對する宗教的信念の涵養と、職業的宗教家の養成とを、混同せるものと謂はねばならないと思ふのである。若し夫れ、宗派的宗教々育に依て、信仰が興へられ、立派な人物が養成さるゝものとすれば、各宗派の設立に係る宗教學校の卒業生は皆、熱烈な信仰家であり、大道徳家でなければならぬ筈ではあるまいか。所が事實果して此筈と假定された筈が、筈通りに行つて居るであらうか、甚だ疑なきを得ないのであるまいか。

3 所謂宗教家の宗教々育觀。我國に於ては最近に至り、漸く宗教々育てふ言葉を耳にするに至つたのである。従つて猶未だ宗教々育てふ意義すらも正當に理解せられず、極めて曖昧なる意味を以て使用されつゝあるのである。

先づ所謂宗教家は、不知不識裡に、宗教々育とは兒童に對する其教派々々の布教傳道を意味するかの如く心得。日曜學校を以て兒童相手の傳道場、或は信者養成所と心得て居るやうである。其證據は、基督教者は「子供の折から宗教々育を施さないと、ほんとうの信者は決して出来るものでない。日本を基督教國たらしめんがためには、どうしても子供の宗教々育に注意して行く外道がない」と、前途の遠遠を託ち、佛教家は「爺婆々に計り相手では將來が心細い。今日のやうな有様がこのまゝで續くやうでは、今の子供や青年は皆基督教信者になつて仕舞はないとも限らないから、此方でも一つ太に遣らなければならぬ」と、將來に對する悲觀に鞭打たれて、漸く動き始めると云つた始末。斯くては宗教々育は、教育の爲めの宗教々育にあらずして、宗教の爲めの宗教々育。兒童の爲めの宗教々育にあらずして、宗教家自身を保護する爲めの宗教々育であると謂はざるを得ない譯である。換言すれば、教育を宗教の爲めに利用し、兒童を自家擁護の用に供すると云ふ奇妙な結論に到達せざるを得ないのである。是れ教育の爲め兒童の爲め、着過することの出来ない所である。何となれば、宗教々

育も所謂道德教育や國民教育など、同様、何處々々までも教育の爲めの教育、兒童の爲めの教育でなくはならない筈のものであるからである。

かく宗教々育を以て、教派の布教傳道と平合點の弊に陥れる所以のものは、兒童を以て小さな大人、大人の縮圖と心得てゐるからである。兒童と大人とを區別するに、恰も大人の着物と其雛形とを區別すると同様に、唯量のみを標準に、その大小のみを以て之を區別し、其質の如何を問はないで居るのである。所が其實兩者間には、その質に於て非常な相違があるのである。それは大人着の實物と其雛形に比すべきものではなくして、大人の着物と兒童のそれとに比すべきものであると思ふのである。大人の着物と兒童のそれとの間には、大小の差あるは勿論、其縞柄其裁鹽梅紐の有無など、其實に於て大に異なる所あることを、忘れ去つたものと評せざるを得ないのである。既に其量のみに依て、大人と兒童とを區別して居る位であるから、兒童に宗教々育を施す場合にも、唯大人に布教し傳道しつゝある教義信條をそのまゝ、少量づゝ言葉やさしく授ければ事足るものと心得てゐるやうである。恰も兒童には大人の着物をそのまゝ、小さくして着せさへすれば事足るやうに考へると一般、恐らく見られた圖ではあるまい。所が今日宗教々育を云々しつゝある日曜學校の當事者などは、不知不識の裡に、此愚を學びつゝあるのではあるまいか。教育家の最も恐るゝ所は、日曜學校の先生が、只各自の所屬宗

派の提灯持ちや宣傳で固定仕切つた教義や信條を、兒童達の腦裡に刻み込む事である。是れ宗教心の達成は國民的信念養成の第一要諦にならうとも、既成宗教の布教をされるのは、教育家として最も避く可きこととして居るからである。然るに今日日曜學校の先生達は、小學校教員が宗教を知らぬことを兒童生徒の前で皮肉りつゝ、各自の宗派の教義信條を誦込み。小學校先生又暗に、日曜學校の先生を冷評しつゝ、日曜學校で誦込まれたものを破壊して行くといつた有様である。かくては益々兒童生徒の小さき頭を、徒らに混亂せしむるのみではあるまいか。こゝは一つ教育者も宗教家も、兒童の爲めの眞實の宗教々育の意義を覺り、俱に提携して以て兒童の宗教的陶冶を達成せんとするの途に出でねばならない所であるといふことは、當然過ぎた話ではあるまいか。然るに我教育家中にも、比所謂宗教家と同様の誤解に陥りつゝある向も亦尠くないのである。即ち或る教育家は曰く、「確かな人間を造るには單に教育の力ばかりでは六ヶ敷い。矢張り教育に幾分宗教を加味する必要がある」と之によれば、宗教々育とは恰も刺身に、つまを添へると同様、教育に教育とは何等關係のない宗教てふものを持たんで、一寸あしらひに用ふる位に考へて居るのである。そこで魚問題につまのないのは當り前、その方は八百屋に限る。吾々教育家に宗教の持合せのないのは寧ろ當然。そこは分業の世の中、その方は御寺様の持前と云つた態度。そこで宗教的信念の涵養など、云ふ類の叫を聞くや、急に布教傳道即

是宗教々育主義の持主たる僧侶を請じて、佛教の講話などを聞かせ、自分の方では、この通り宗教々育に十分注意を拂つて居ますと、先んじて人を制した積りで、大得意の教育家も少くないやうである。かくては、教育家も矢張り宗教家と同様、子供は大人の雛形、大人の着物をそのまま小さくしたのが子供の着物。既成宗教の教義信條を鵜呑ませるのが、宗教々育と心得てゐるものと斷ざるを得ないのである。かうした宗教に對し、何等の理解も持たない多くの教育家、教育に對して何等確たる識見を持たない宗教家によりて、折角芽出した宗教々育の葉双が、蟲葉ますに育つて行くだらうか、甚だ心細い次第である。

4 宗教々育の新意義。我國に於てこそ、前に述べたやうな極めて上滑つた事情の下に、宗教々育てふ言葉が、幾分教育界及び宗教界にもはやさるゝやうになつて來たのであるが、實は教育の學理的研究てふ深い根底から、新たに生れ出でた新たな意義を有する言葉である。物質科學萬能主義、智力萬能主義時代に於ては、教育が次第に普及して、一般に智力が進歩すればする程、宗教は益衰へて、終には地上に其影をに止めざるに至るものと、迷信して居つた位であるから、宗教と教育とは何等の關係もないのみならず、全く反對の地位に立てるもの、全然兩立し難きものと斷せられて居つたのである。かゝる迷信の餘勢は、其後容易に拭ひ去られざるのみか、一面に於ては、益々此風を助長し

來つた傾向すらもあつたのであるから、宗教々育てふ叫びを聞くに至つた今日に於ても、猶教育と宗教とは餘り、肌辨れのよいものとは考へられ兼ねて居るのも、是非なき次第と謂ふべきであらう。然るに事實は全く反對で、科學は進歩し教育は益々盛んに、教育方面の科學的研究が次第に進歩し來つた自然の結果として、宗教々育てふ言葉が産み出されたのである。即ち宗教々育てふ言葉は、最近長足の進歩を遂げつゝある心理學、特に兒童心理學などを母體として生れ來つたものである。少くともこれ等の學問の齎らした結果に影響されて、學理的に意義付けられ新たなる意義を以て用ひらるゝに至つた言葉であることを忘れてはならないのである。それで宗教々育とは決して宗教と教育と云ふ意味ではない。宗教も教育體內のものであり、其一部分であることを意味して居るのである。尤も教育は教育、宗教は宗教で、何處までも相對立して居るには相違ないのであるが、今は教育本位の見地から論ずるのであるから、宗教を以て教育の一部分と見做すべきである。——宗教本位の見地から宗教を絶對的地位に置き、道德教育政治經濟等所有事象の根本的生命力として見る場合と混同してはならない。——換言すれば、宗教々育と云ふ場合の宗教は、教育と對立して居るそれではなくして、彼の道德教育、國民教育など、云ふ場合の道德、國民など、對立し、教育體內のものとしての宗教、教育の一部分としての宗教を意味するのである。卒直に云へば、宗教々育とは兒童の宗教性を啓發せんが

爲めには、如何なる宗教的刺戟を、如何に與ふべきかを意味する言葉である。つまり宗教々育といふ場合の宗教には、二つの意味が含まれて居るのである。即ち一は兒童の宗教性を意味し、一は人間性そのもの、歴史的所産としての宗教を意味するのである。そこで宗教々育と云ふのは、後者を教育的に整理して、之を兒童に與へ、前者の啓發を計ることを意味するのである。それは恰も米（宗教性）を作るに、米そのもの、副産物とも見るべき糞（教育的に整理された歴史的宗教）を肥料とすると同様である。此意味に於て、宗教々育も、道德教育國民教育と共に、教育家の勢力範圍に屬すべきものである。

醫學進歩の結果は、大人と小兒とは、唯體量の差のみならずして、其體質に於て大に異なる所あるを認むると同時に、之に投藥するにも唯其量を加減するのみに止まらず、藥劑そのものに於ても、彼此自ら異らざるべからざることを認め、茲に小兒科の獨立を見るに至つたのである。之と同様に兒童心理学、兒童學研究の結果は、大人と小兒とはその體量に於てその體質に於て、非常なる相違があると共に、其心意に於ても非常なる相違あることを明かにするに至つた。而して又、卵には適當なる機縁をさへ與ふれば、將來完全なる鶏となるべき可能性を胎藏するが如く、兒童には先天的——それは遺傳によるが、生後の影響に依るか、將た又これ等の兩者に依るか、兎に角兒童に取つては先天的と云

ふの外、き——に將來完全なる人間として俱備すべき所有性情が、可能的狀態に於て、恵まれてゐることを認むるに至つたのである。従つて兒童には、吾人が有する宗教的信念の根本素とも見るべき宗教性をも、俱へつゝあることを認めざるを得ざるに至つたのである。宗教性とは、之を心理學的に説明すれば、無意識界裡に於ける精神の潜在的活動力とも云ふべきものであつて、斷えず意識界で活動舞臺に向つて躍出せんことを求めつゝあるかの傾向を持つて居るものである。宗教々育とは此傾向を助長して、其發現を容易ならしむる作用である。然も卵に鶏となるべき可能性が俱つて居ても、一定期間内に其可能性を發現すべき良機縁を與へざるに於ては、終に死滅を免れざらしむると同様に、兒童の宗教性も亦一定の時期に於て、之を啓發することを怠るに於ては、終に此宗教性を死滅せしめ、終生適當なる宗教を持たず仕舞と云ふ不幸に陥らむるの恐あることも、新心理学に依て明に立證せらるゝに至つたのである。或學者は斯う主張して居る「兒童と國民とに宗教を信じないものはない。若し宗教を信じない者があるならば、それは病的である。されば幼少年の頃より、適當なる宗教的刺戟を與へて、彼等に本俱する宗教性を啓發することに努むべきである。若し此時期に於て、之を怠るに於ては、或は彼等をして終生眞の信仰生活に入るべく不可能ならしめ、少くとも甚だ困難ならしむる恐がある。之に反して、子供の折に子供らしい宗教を與へてさへ置けば、青年壯年老年となり行くに

連れ、それ相應の宗教に生きて行けるやうになるものである。されば宗教々育上、子供時代の宗教育程大切なものはない」と。是れ宗教上布教傳道てふ大人科の外に、宗教々育てふ小兒科を特設するに至つた所以である。

宗教々育の意義を探求してこゝに至れば、宗教々育は、之を世の所謂宗教家に委たぬべき性質のものにあらざると同時に、今日の所謂教育家に一任し得べき性質のものでもないのである。醫學界に小兒科専門家を要すると同様の意味に於て、特に此方面の専門家を要する譯である。最近米國などに於て、牧師の外に特に教育牧師を置いて、其任に當らしめんと努めつゝあるは、最も適當なる企と謂ふべきであらう。しかしながら一面に於て、宗教家はよく教育特に宗教々育の何たるかを、教育家は先づ宗教の何たるかを理解し、次に宗教々育の何たるかに向つて、大に研究の歩を進め、二者相依り相扶け、以て宗教々育否人間教育の大任を全ふせんことを期すべきであらう。

二、惟神道的教育主義と教育勅語

1 惟神道的教育主義。自性清淨の人間性が我國土の美、惟神の國風に育まれて、素直に圓滿に、本來の面目を如實に現じたのが、大和民族の第一天性である。其後人情抑制主義の支那思想に、人情壓

殺主義の印度思想に養はれ、或は力は正義てふ封建思想によつて、内心に御無理と感じつゝ、表御尤と従ふことを強いられた習慣は、終に第二の天性となり、第一天性を癡痺するに至つたのが、封建の世てふ變態時代の國民性であつた。明治初年の復古主義が復古に徹底すれば、當然支那氣觸れ、印度氣觸れ、封建氣觸れの教育主義は、自然に消滅して再び第一天性が覺醒すべき筈であつた。然るに當時の拜外熱に對する反動として起つた國粹保存主義の餘毒の爲め、計らずも人情抑壓主義專制主義の復古を見るに至つた。獨り復古に徹底し給へる。明治天皇は、新たに 皇祖皇宗の遺訓を明徴にし給ひ、世々濟美の大道を高調せさせ給ひ、一面歐化に對する下熱劑として、他面我國民の第一天性の癡痺を治し給ひ、以て本來の面目を發揮せしめ給はんとの御聖意を以て下し給はつたのが、惟神道的御信念を背景とする教育勅語である。されば教育勅語は吾々臣民をば、一切平等に、大和民族の第一天性の持主、忠臣孝子愛國の士と信せさせ給ひ、年少就學の小國民をば、忠臣孝子愛國の士の候補者と信せさせ給ひての御立言なることは、火を見るよりも明かな所である。従つて、明治天皇は樂天的教育主義を、眞の開義主義自動主義の教育思想を、懐かせ給へることも亦明なる所である。何となれば斯うした教育主義は、國民性に對する斯うした樂天的御信念から、自然に生れ出づる筈のものであるからである。然かも斯うした教育思想、これ體て惟神の大道から、當然生れ出づべき筈の教育

主義である。

蕾は蕾、半咲きは半咲き、満開は満開と、それづくに無限の意味、微妙の風情を見せ、見えぬ變化に變化を見せつゝ、靜かに急ぐのが自然の歩みである。それに歩調を合せつゝも、早く咲けかし開けかしと引立つる思に焦燥るのが、花に對する自然の人情である。少年は少年らしかれ、青年は青年らしかれ、壯年は壯年らしかれと、少年青年壯年、それづくに特殊の意義、格段の價値を認めつゝ、然かも少年青年壯年と何時となく繼目も見せぬ自然の育成に、心任せ急ぎつゝも、自然に従ふことを忘れまじと、故意には努めず、惟神に祈りて止まぬのが、子供に對する自然の人情。子供に對する斯うした人情を盡すのが、大和民族の第一天性に相應しい惟神道的教育主義である。然るに封建思想に痲痺した我國民性は、今猶痲痺の状態、ら醒め切らずに明治維新を過去に、大正維新と空騒ぎ、痲痺したまゝの國民性を眞の國民性と見誤り、國民道德が染つたの染らないの、染直しに骨が折れるのと、悲觀の聲を放つて居ると云つた有様である。斯の如きは、明治天皇の御聖意に背反し奉るの甚だしきものと云はざるを得ないのである。それでゐて教育勅語を國民教育の金看板とは、恐れ入つた振舞ではあるまいか。明治天皇と俱に復古に徹底せよ。惟神道的信念に任せよ。明治天皇の信せさせ給へるが如く人性を信じ、國民性を信せよ。明治天皇の懐かせ給へる教育主義に従へ、要す

るに惟神道の經典としての教育勅語の御趣旨を貫徹すべく努力せよ。然らば道德教育國民教育宗教々々の美果、期して待つべきである。

白雲のよそに求むな世の人の まことの道ぞしきしまの道

宗教々々と聞いて之を佛教に求め、基督教に求むるに先立ち、御手元の教育勅語の内に之を求めよ。

2 惟神道的宗教々育。

思ふことうちつけにいふ稚兒の 言葉はやがてうたにぞありける

思ふことつくろうこともまだしらぬ をさなごゝろのうつくしきかな

思ふこと思ふがまゝに言ひいづる をさなごゝろや誠なるらむ

子供の天真は實に罪のないもの、無垢なもの、無邪氣なものである。それは、彼等の耳目に觸れる程の總てのものを、罪のないもの、無垢なもの、無邪氣なものと化し盡す程、左様に罪のないもの、無垢なもの、無邪氣なものである。彼等は總てのものが笑顔を以て、彼等を迎へて呉れるものと思つて居る。否彼等は總てのものを人化し、それを自分の友とし、仲間と心得て居る彼等は、それ等のものを好意を以て迎へざるを得ないのである。萬物を人化する彼等は、更にそれらを神化することすらある。彼等に取つては、萬物は皆悉く神であるから特別の神を要しない。斯くして彼等は物と人と神

とに愛せられ、又それ等を愛して居るのである。されば世界は彼等の天國であり極樂である。彼等は、その短かき過去をも、楽しき未來をも、現在一つに姪ませて、唯 現在の生活に全身全力を打込んでゐる。現在に生き現在を楽しむより外に、彼等の生活はないのである。彼等は現實主義者であり、樂主義者である。自然のまゝなる現人神である。實に彼等の生活には神聖味をさへ帯びて居る。孩提こどもに我に來せよ……神の國に居ゐるものは、斯の如き者なり」と。余輩はかく述べ來つゝ自ら思ひ浮ぶものは、素朴單純にして罪なく汚なく思邪なき、古代民族の惟神道的生活氣分である。至純なる彼等の生活は、子供のその如きものであつたのであらう。彼等は子供が自然の自然なるが如く、自然の自然であつたのであらう。三ツ子の魂に生きて居つたのであらう。其後彼等は三ツ子の次第々々に智恵付くが如く、智恵付いて來たのであらう。然も三ツ子の魂は百までも、何處かに無邪氣な罪のない生活、唯現實にのみ生きんとする生活、見直し聞き直し思ひ直し言直すと云つた樂天的生活、自己の眞實相に神を見出さんとする生活を續けて來たのである。佛儒二教に由する印度的生活、支那的生活、封建時代の御無理御尤的生活、かうした人爲的生活を生活して來た爲め、三ツ子の魂は非常なる發達を遂げつゝ今日に至つたのである。鍍金はしても地金は變らない。古代民族の生活は自然 自然であつたが、その後人爲を加へた自然、磨き上げた自然の生活を生活して來たのである。換言すれば、自覺した自

然人的生活、現人あひと——が現あらわ——神かみになるべく、全我的生活を生活して來たのである。是れ自然に人爲を加へつゝも、本來の自然を失はざる惟神道的生活の面目である。教育家は生花の名人が花を生けると同様の態度を持つべきである。花の名人は決して梅の自然を害しない。菊の自然そのものに或ものを加へんとするものではない。梅及菊の自然に従ひつゝ自然を助けて、益々其自然に光輝あらしむるのである。生けられた花は自然である。唯それが人爲を加へた自然である。人爲を加へた自然が、自然の自然と見ゆる所に妙味がある。人爲を加へて花の自然性を殺すのではない。花の自然に従ひ花の自然性を生かすのである。生花とは花を生かすの義である。教育家の兒童生徒に對する態度は、斯くあるべきである。是れ前に述べた惟神道的教主義である。余輩は兒童の宗教々育も斯うした自然な無理のない行き方を辿つて行きたいと思ふのである。我國の宗教々育は、惟神道的教育主義に依り、惟神道の信念を、彼等の魂に生かして行くに限ると思ふのである。

3 惟神道的宗教々育と日曜學校。我國は宗教々育機關として、舶來の基督主義の日曜學校と、それをそのまゝ模倣した佛敎主義のそれとがあるに過ぎないといふ有様で、まだ我國風民情にシツク、當て嵌まつた宗教々育機關は、一もないのである。大體上歐米基督敎國に於ける日曜學校は、兒童生徒が斷へず家庭學校及社會から、自づと受けつゝある宗教的思想、宗教的感化を補正し整理するの任

に當れば、それで事足りると云つた地位にあるのである。謂は、歐米に於ては、日曜學校を中心に、家庭學校社會總係りで、宗教々育の任に當りつゝあると云つてもよいのである。然るに我國に於ては、教育家は宗教と云ふ宗教を無視する、社會及家庭に於ける宗教關係が複雑なるが爲め、宗教々育に統一が得られない。従つて社會に於ける宗教的感化は極めて稀薄である上に、家庭は宗教々育に無關心と來てゐるから、我國に於ける日曜學校は孤獨無援と云ふよりは、寧ろ邪魔物扱にすらされて居るといふ有様であるから、日曜學校に於ける宗教々育の効果は、殆んど皆無であると云つても過言ではあるまいと思ふのである。是に於て余輩は日本人的生活に即した、純日本の日曜學校の設立を提唱せざるを得ないのである——日曜學校てふ名稱は好まないが——それは云ふまでもなく、惟、道的宗教々育の實施機關としてのそれである。何となれば惟神道は本來の性質上、兒童の生活にシツクリ合つて居る。又人間性の發達過程に伴つて居る。而も又各家庭に於ける眞實の宗教にも一致し、(窮六章參照)郷人の共同的宗教たる氏神崇敬にも調和し、國民信仰の對象たる神社崇拜、國民的祝日たる大祭式典等の場合に於ける國民的氣分にも合致し、學校教育とも共鳴する點が尠くない。斯くして始めて歐米基督教國に於ける日曜學校と同様、家庭學校及社會から受けた宗教的感化の整理機關として、相當の効果を擧げ得ると信ずるからである。加之惟神道の教育主義に依る惟神道の宗教々育のみが、最も健

實なる宗教的信仰に入らしめ得るものであることは、全編に直つて余輩の力説したる所に依つて、自ら明なるべきを信ずるものである。國民の宗教的陶冶に關する余輩の所見は、本書の姉妹編として他日公刊する積りであるから、詳細はそれに譲ることとして、茲に筆を擱くこととして思ふのであるが、兎に角宗教々育機關たる日曜學校は、神社の境内に於て、相當な教育的修練ある神官の手に依つて經營さるゝ方が、固定仕切つた教義や信條儀典に、固くなつて居る佛教や基督教——我惟神道化した佛教基督教、即釋迦基督の眞實の魂に復活せるそれらは別として——を奉ずる人々の手に依るそれ等に比して、其効果の著しきは、余輩の深く信じて疑はざる所である。

歸 結

可能性として、持つて生れた人間性の眞實相、即ち現人神振を、遺憾なく發揮すべく、向上又向上、一步は一步と、無限の努力を、生き續けんとする人間生活の自然のちからを、惟神道といふのである。されば惟神道は、日本人の理想としての人間生活の全體ものに外ならないのである。換言すれば、日本人の眞實の相そのものを惟神道と稱するのである。教育勅語は、此惟神道即ち理想としての日本

人的生活のまゝを、生活せさせ給へる。明治天皇の御體驗のまゝを『人情勢ノ宜シキニ適』するやうの形式を以て、示させ給へる御教である。

人間としての生活は、唯一つであるべきである。宗教、道德、政治、教育等は、一人間の生活の異方面たるに過ぎないのである。従つて一人間の生活の異方面たるそれ等の間に、調和を要することは云ふまでもない所である。されば、一旦それ等の間に於ける調和を失はんが、茲に唯一なるべき人間の生活に、大破綻を生じ、所謂二重生活、三重生活に苦まざるを得ないのである。然るに、我古代民族は『天神天祖、極ヲ立テ、統ヲ垂レ、列皇相承ケ、之ヲ繼ギ、之ヲ述ブ、祭政一致、億兆同心、治教上ニ明カニ、風俗下ニ美ナリキ』で、一皇室に其源を發する宗教道德政治を生活し來れるを以て、曾て其間に於ける矛盾撞着の爲めに、苦むやうなことは決して無かつたのである。是れ我民族が素直なる人情美の、自然的發達を遂げ得た所以である(第四章參照)。然るに其後、支那生れの道德、印度生れの宗教、力は正義の封建政治の爲めに、或程度まで其調和を破られた。王政復古は斯く破られて來た調和を、挽回せんが爲めの努力であつたのである。『埋れし道も正しき折にあひて、玉の光の世にくもりなき』王政復古の當時、宗教道德政治等各般の事に亘つて、『舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道』たる『惟神之太道』に依つて、萬事を律せんと企てた所以のものは、こゝにあつたのである。是れ又復

古に徹底し給へる。明治天皇の御聖意の存する所であつたのである。然るに、當時海外より寄せ來つた舶來文明の爲めに、國民は再び其間の調和を破られんとする危機に瀕したのである。

明治天皇は此危機を御軫念遊ばさせられ、其調和を計らせ給はんとの大御心止み難くし、下し賜つたのが我教育勅語である。換言すれば、教育勅語は宗教道德政治等人間生活各方面を、調和するに足る根本的精神力たらしめんとの大御心から、下し賜つた御教であるとも謂へるのである。余輩が全編に亘つて、人間生活をして、眞實の意義あらしむる最後の力として、惟神道の宗教的方面を高調し、以て此根本精神より派生せる道德政治教育等の各方面に、論及せる所以のものは、又此御聖意の程を明かにしたいといふ微志に外ならないのである。然るに、今や我國民生活はそれ等の間の不調和、矛盾衝突の爲めに、苦みつゝあるのではあるまいか。茲に又々復古を高唱するを要するのではあるまいか。勿論『知識ヲ世界ニ求メ』ねばならない。『よきをとり惡きをすて』ねばならない。『進まん時に進まざるは』人におくれを取る所以である。保守舊戀の弊に陥ることは、避けねばならないことは、云ふまでもない所である。しかしながら『知識ヲ世界ニ求メ』以て『大ニ皇基を振起す』る所以の根本的精神に至つては、

白雲のよそに求むな世の人の まことの道ぞしきしまの道

なることを忘れてはならないと思ふのである。特に國際場裡に立つて、日本の獨立的面目としての特色を發揮し、以て世界に貢獻するの要、切なる今日に於てをやである。而してその『まことの道』を示させ給へるものは、實に我が教育勅語であると信するのである。日本國民各個が、教育勅語の御精神を體認し、之をその魂に生かすことに依つて、日本人としての眞實相を持って失はざることとするに於て、將來種々難多なる學說思想が輸入されても、毫も恐るゝに足らない。

よきをとりあしきをすてゝ外つ國に おらぬ國となすよしもがな
わが苑にしぎりあひけり外つ國の 草木のなへもおほしたつれば
若しそれ、所謂危險思想 類に至つては、

雪にたへ嵐にたへて後にこそ 松のくらゐも高く見えけれ
白波のたち騒ぐとも何かせむ 我あし原は神風ぞ吹く(孝明天皇)
寧ろそれ等に依つて、切磋琢磨の功を積み、愈々其本然の光輝を放ち、終に

國といふ國のかみとなるばかり みがけますらをやまとだまし
を以て、四海を光被するに至るべきを信せんとするものである。
いかならん事にあひてもたゆまぬは わがしきしまのやまとだまし

徒に思想の輸入を、言論の自由を、社會的運動を是れ恐れ。消極的にそれ等を抑制壓迫することのみ力瘤を入れ過ぎて、却つて危險思想の普及力、悪化せる社會運動の傳波力を、強からしむることの代りに、

ひらけ行く時にいよ／＼仰がれぬ ひじりの御代の高きをしへを
時代人心を支配するに足る新生命力たらしむべく、下賜つた教育勅語をして『ひらけ行く時にいよいよ仰がれぬ』べき御教たらしむべく、常に人間魂そのもの、上に生き續けつゝ、時勢の推移、人情の黙移に對し、十二分の伸縮力を有する我が惟神道眼に依つて、常に新たに解釋せられたる教育勅語を以て、潜在的精神活動としての民族魂を呼び起さんとする、積極的態度を以て進むべきではあるまいか。寒さ暑さを恐れ、微菌を怖るゝことは、そこ／＼に、先づ身體そのもの、健康に向つて意を注ぐべきではないか。教育勅語てふ三千年來家傳の最新高價藥たる強壯劑を服み、服ましめんことを期すべきではないか。

教育勅語の背景としての宗教 大尾

大正十一年五月五日印刷
大正十一年五月廿日發行

教育勅語の背景としての宗教

◇定價金參圓五拾錢◇

著作
所有

著者 及川智雄

東京市本郷區根津片町九番地

發行者 生地 龍太郎

東京市芝區愛宕町二丁目十五番地

印刷者 正木 靖

發行所 東京市本郷區元町二丁目四十八番地 宗教々育研究會

發賣所 東京市本郷區根津片町九番地 振替貯金東京三八七七六番 啓文社書店

324
671

終

